

北海道熊研究会」Hokkaido Bear Research Association 創刊 2013 年 1 月 25 日
＜北海道熊研究会 会報＞ 第 116 号 2022 年 8 月 20 日

北海道熊研究会事務局 北海道野生動物研究所内 (Tel. 011-892-1057)
代表 門崎 允昭
事務局長 Peter Nichols ピーターニコルス氏
幹事長 藤田 弘志 氏

①ご意見ご連絡は、下記の email へお願い致します

e-mail: kadosaki@pop21.odn.ne.jp

②会報の 1～115 号以前の号は Website に「北海道野生動物研究所」と入力し、ご覧下さい。

③「北海道熊研究会」の Facebook と Twitter の編集は横山敬子氏が当たります

Facebook 】 <https://www.facebook.com/HokkaidoBearResearch> Association

④「北海道熊研究会」Hokkaido Bear Research Association の活動目的

熊の実像について調査研究し、熊による人畜及びその他経済的被害を予防しつつ、人と熊が棲み分けた状態で共存を図り、狩猟以外では熊を殺さない社会の形成を図るための提言と啓発活動を行う。 この考えの根底は、この大地は総ての生き物の共有物であり、生物間での食物連鎖の宿命と疾病原因生物以外については、この地球上に生を受けたものは生有る限りお互いの存在を容認しようと言う生物倫理(生物の一員として人が為すべき正しき道)に基づく理念による。

＜本号の話題＞ 道では罠による人身事故を減す為に、現在狩猟免許を得て、罠を獲ることが出来る狩猟期間（現在は 10 月 1 日から、翌年の 1 月 31 日迄だが）をその期間の延長を検討する為の検討部会を設置し、検討を始めたという件です（3 頁の記事参照）

熊による人身事故は、人の対応次第で無に出来る！

＜人身事故の原因は、下記の④点である＞

① 熊の生息地ないし希な行動圏に人が不用意に入り被害に遭う。 ②人が僻地の耕作地等に不用意に入り遭う。 ③市街地に出て来た熊を、人為的に興奮させた（パニック）場合 ④猟師が撃ち損じた場合

先ず、熊が居そうな場所に行く場合には、ホイッスルと鉦を持って行く事。そして、ホイッスルを、時々吹き、「熊に自分が気づかれる前に、自分が、先に熊の存在に気づくような歩き方をする事が、基本です。

熊が襲って居た場合には、積極的に、刃物で反撃して、熊が痛いと感じれば、熊は、それ以上襲うのを止め、逃げるものです。先ず、刃物で、反撃する事です。猟師は反撃されるような撃ち方をしない事だ。にもかかわらず。道では、そういう事を啓発しないで、熊に依る人身被害（？）を、減ずる為に、また、熊の殺す数を、増やす事を決めたと言うが。それは、顛末転倒である。

下記は 2022 年 8 月 2 日の道新記事



これは過去に行った愚策「春熊駆除制度」の蒸し返しである

「春熊駆除制度」とは、1962年6月29日と30日に掛けて、十勝岳が大噴火し、その降灰が道東と道北方面に降り、それに追われる様に熊が道東・道北に

多数移動し、それに伴って罾に依る牛馬田畑の被害が多発した。そこで 1966 年 4 月から春熊駆除を開始した(期間は 3/15～5 月末迄)。そして、罾が減少したとして、1989 年 5 月末に廃止し、共存を図る為の調査を開始。現在に至ったのだが、共存策を何ら出す事無く、再び駆除策の再開を検討すると言うのは、許されない事である。

<過去の「春罾駆除」制度の開始と中止の経緯>

経緯を(門崎・犬飼;北海道道新聞刊、「ひぐま」から、抜粋)すると、この制度は 1962 年 6 月 29 日と 30 日の十勝岳噴火の噴煙で、罾が道北と道東に移住し、以来、道北と道東で家畜の被害が多発した事から、①1966 年度(会計年度)から実施され、23 年後の 1989 年 5 月末で、この制度を全面的に廃止した。②この制度は、最初は、狩猟期が終了した 2 月 1 日から、雪消するまでの期間実施され、③1976 年頃からは、3 月 15 日から 5 月末日迄の 75 日間とし、④1987 年からは、地域により、30 日ないし 40 日間に短縮し、母子の捕獲を自粛するように改正をし、⑤1989 年 5 月末で、この制度を全面的に廃止した。そう言う経緯のものを、再び実施すれば、良識在る者から蛮行と非難され、決定に関与した者は、以後永劫に再び愚行を行った者として、良識有る者から名指しで非難され続ける事を強く申し上げて置く。

<道が、その後ここ 30 年間行って来た罾対策に対する

問題点の総括>

北海道のヒグマ対策の経緯を調べると、道は 30 年間行って来た前記「春罾駆除制度」を、1989 年 5 月末に廃止して、直ぐ「平成元年度(1989 年度)」に策定した「北海道自然環境保全指針」で、野生動物全体が生息環境とのバランスの取れた形で適正に保護管理されるよう、野生動物保護管理(ワイルドライフ・マネジメント)システムの確立に努めるとし、さらに平成 8 年度(1996 年度)には「北海道野生動物保護管理

指針」を策定して、野生動物の多様性が損なわれることのないように、適正な保護管理を総合的に推進すると掲げ、その後、平成 10 年度（1998 年度）には「北海道環境管理計画」を発展・継承して「北海道環境基本計画」を策定し、その後も、平成 12 年度（2000 年度）に「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画」を策定し、ヒグマとの軋轢を軽減し、人への危険性や農作物等の被害を減少させ、ヒグマの地域個体群の絶滅を回避しその存続を図っていくことを目指して「春季の管理捕獲」を試行的に実施するなど対策を相次いで導入してきたとある。にも拘わらず、熊と道民が共存し得る方策は、何ら策定し得ず、今般、再び熊駆除を再開すると言う。

一体、1989 以降調査などに支出された巨額の調査費は何に使われたの、追求し責任を問うべきでないのか。

いずれにしても、道の熊に対する知識と対応は、明治 8 年（1875）に函館支庁管内に、そして明治 10 年（1877）に全道で、熊を害獣に指定して以来、今日まで、同じ状態が延々と続いて居るのである。

北大の教官で熊の保護を考えるべきと、活字で記して居るのは、動物学の教授であった八田三郎博士（明治 44 年著：熊）と犬飼哲夫博士（門崎との共著）だけである。今の北大出身者からは、全くその声が聞こえてこない。

人を襲った熊を、総て一方的に悪者と、決めて係るのは間違いである。

私（門崎允昭）の 1970 年から現在に至る 53 年に亘る研究では、熊が人を襲う主原因は、①排除、②食害、③戯れに 3 大別されるが、

①の「排除」には、「①人が不注意に、熊に接近し

た場合と、②'熊を人為的に精神的に錯乱状態にさせた場合が含まれており、この2原因での事故の主因は人とすべきで、熊はむしろ被害者と看取すべきである。

しかるに、日本の熊研究者は、熊と人の行動に関し、緻密な検証調査を行っていないから、それに気づいていない。

熊が人を襲った場合（人身事故）でも、熊が人を襲うに至った経緯（理由）の解明が必須である。その理由は、熊の行動には（人を含めて、総ての動物に当てはまる事だが）熊が人を襲う原因は、①人が不注意に、熊に接近ないし銃撃した為と、②熊を panic(人為的に精神的錯乱状態)にさせた場合と、2大別されるからである。＝野生動物の生態学者ならば、同然識って居るべき哲理である。しかるに、道の熊対策に関与して居る連中は、それに気づいていない。

2021 年の人身事故：合計 8 件である

猟師以外の人的事故 6 件 猟師の事故 2 件、発生した。

< 1 > 山菜採り、遊山の事故 2件

- ① 4月10日、厚岸町トコタンで、山菜採り（アイヌ）の男性が、熊穴付近で、母熊に襲われ死亡（刃物無携帯）
- ② 7月12日 滝上町 浮島湿原の遊歩道で、単独の女性が熊により、死亡。

< 2 > 山林で作業中の事故 1件

- ① 6月14日、11時45分頃、厚岸町の国有林で、測量中の67歳の男、熊に襲われたが、素手で反撃したら熊は逃げた。

< 3 > 畑作業中の事故 2件

- ② 7月2日、福島町で、畑に行き、熊に襲われ、身体の大部分を喰われる。
- ② 8月7日、津別町の農地で、草刈り中の母と娘が、熊に遭遇し、転んで負傷。

< 4 > 猟師が発砲失敗から熊に反撃される 2件

- ① 4月27日、富良野市西達布ので、単独で熊駆除中に、熊に反撃され、負傷
- ② 11月24日、夕張市富良野の山林で、発砲した熊に反撃、襲われ殺される。

< 5 > 行政のまずさから、発生した事故 1件

- ① 6月18日、札幌市で、早朝、4人が次ぎ次ぎ、襲われ、負傷する。

2021年6月18日の札幌での熊騒動 4人に怪我をさせた

< この熊騒動に対する門崎の見解 >

- ① 5月29日熊を目撃した時点で、その熊が当別町の本来のこの熊の生息地

に、戻った事を確認するまで、その熊の動向を、徹底的に調査すべきであるのに、

それを怠った事が、この事件の、根本原因である。

- ② 5/29～6/17迄の20日間、その熊はその付近を根城として、居たはずである。
この間に、この熊の動向を調査し、根城などを特定して、根城一体をU字型に電気柵を張り、通电させて、その熊本来の元の棲み場に戻させる（戻る可能性はあった）を実施していれば、今回の事故は回避し得たと私は見るが、市も道も、そう言う対策を全く行っていない。少なくとも、熊の動向を、その熊が元の本来の場所（当別町の山野）に戻るまで、追尾監視すべきなのに、それを怠った事が、今回の最大の原因である。

⑨ 今回の熊が当該地に出て来た目的

己の本来の行動圏以外の場所に関心を持ち、探索に出て来たもので有ろう。現時点では、それ以外考え難い。行動に当たっては、人と遭遇しないように行動して居た事から、人と遭遇し、騒がれる前までは、正常な精神状態であった事は確実である。その後、不本意に人と遭遇し、騒がれた事から、パニック状態に陥り、今回の事故を生じさせたものである。そう考えるのが妥当である。

経済的被害の一例として、牛の

家畜（牛）の被害（死亡頭数）

- ① 標茶町で6月24日3頭、7月1日6頭、7月11日1頭、7月30日2頭、8月5日1頭
- ② 厚岸町で、7月16日3頭、7月23日1頭、8月12日4頭、15日1頭

特に、標茶町では、2019年26頭、2020年4頭殺されて居るが、電気柵を設置していない。厚岸町も、電気柵設置していない。

熊が人を襲った場合（人身事故）でも、熊が人を襲うに至った経緯（理由）の説明が必須である。その理由は、熊の行動には（人を含めて、総ての動物に当てはまる事だが）熊が人を襲う原因は、①人が不注意に、熊に接近ないし銃撃した為と、②熊を panic(人為的に精神的錯乱状態)に

させた場合と、2大別されるからである。＝野生動物の生態学者ならば、同然識って居るべき哲理である。しかるに、道の熊対策に関与して居る連中は、それに気づいていない。

それ故に、罽に依る人身事故の原因を、総て罽
の責任とし、人身事故を無にするには、罽の駆除
が必須とし、全道的な罽駆除策を打ち出すので
ある。

これは、学者として、あるまじき事で、恥ずべき
事である。

(了)